

マイム介護センター運営規程

(特定福祉用具販売)

(事業の目的)

第1条 株式会社マイムが開設するマイム介護センター(以下「事業所」という。)が行なう特定福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員(以下「専門相談員」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与の提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、その他介護をする者の負担の軽減を図るものを提供しなければならない。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 マイム介護センター
- 2 所在地 福島県会津若松市中央三丁目7番30号

(職員の職種、職員、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、職員及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 2 専門相談員 2名以上
専門相談員等は、福祉用具販売の相談提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。
- 2 営業時間 : 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 休日 : 会社指定の年間カレンダーによる。

(福祉用具販売の内容及び販売の額等)

第6条 福祉用具販売の内容は次のとおりとし、福祉用具販売を提供した場合の販売の額は、事業所が定める販売の額によるものとし、当該福祉用具販売が法定代理受領販売であるときは、その介護保険制度の額とする。なお、

事業所が定める販売の額は、事業所の見やすい場所に掲示する

- 1) 腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽
 - 2) 移動用リフトのつり具の部分
 - 3) その他厚生大臣が指定する用具・器具等
- 2 通常の事業の実施地域を超えて行なう福祉用具販売に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 1) 通常の介護地域の境界を起点とし、1キロメートルにつき 10円
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 専門相談員等は、福祉用具販売の後に訪問または相談中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに居宅支援事業所等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、会津若松市、会津美里町、会津坂下町、柳津町、喜多方市、湯川村、北塩原村、磐梯町、猪苗代町の区域とする。

（苦情等における対処方法）

第9条 事業所は、利用者または代理人及び家族等からの苦情を受けつけた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。また、市町村または国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合において、市町村または国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社マイムと事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 9 月 25 日から改定し施行する